

『社会契約論』 ノート(1)

梅 田 祐 喜

はじめに

ジャン＝ジャック・ルソーの『社会契約論』は他の古典作品と同じように、読む上で多大の難解さを伴います。この難解さはこの書物が書かれた時代的文脈 -- 学問的・思想的文脈と言いつてもいいのですが、こうした時代的文脈から私たちがすっかり切り離されてしまっているという事実によって由来するばかりではありません。人間や社会を見るとき、いわばこちら側の目の構造といたらいいでしょうか、見方とか、見るための装置、枠組みもまたすっかり変わっているのです。目が変われば、その目の構造の変化が許すものしか見えないのは当然です。そこに、テキストと私たちのあいだに暗いかたまり、ある晦冥が生い育つ理由があります。

もう一つ理由があります。世界を運んでくるのはことばですが、このことば自身が闇を生み出しています。言語学の知見によれば、ことばは世界を分節化し、分節化することで世界の奥行きを増し、変化の生彩を作り出し、人間の世界を充実した幻想のシステムとして描き出します。ところで問題なのは、この分節化が諸言語によってそれぞれまったく異なっている、ということです。同じヨーロッパの言語であり、文化的な近隣関係にあるといわれる英語やフランス語においても、あるところでは微妙にあるところでは決定的に、世界の分節化は異なっています。まして私たちのことばとは分節化のシステムは大いに異なっています。

外国語で書かれた古典をよむことはこうした二重の、しかもそれぞれが複雑に錯綜した理由によってもたらされる難解さ、晦冥さにつきまといわれているものなのですが、分節化の相違に呪縛されるかぎりには晦冥を逃れることはできません。ルソーはなぜこんなに力んでいるのか、その意味が見えてきません。

一方、ことばは分節化によって人間の世界を現出させるものですから、その世界の現出という原点に立てば諸言語の経験も理解できるはずですが。世界はちがっているにしても、世界がことばによって成り立ち、支えられているということは了解できるはずですが。

とくに学問の言語、あるいは知的に世界を把握しようとする言語は、世界の概念化、普遍化にむかいます。そのとき、世界の建物の柱となり、くさびとなることば、キー・ワードとか概念としかいっていいのですが、そのときのくさびや柱となることばは、ちぢこまる性質をもっています。一語や二語にちぢこまるからこそ、くさびの役にも立つわけですが。

言語の分節化は知的な言語においては、このちぢこまり方の異同となって現れてきます。たとえば、ルソーの「社会契約」ということば。このことばは、ルソーにかぎらず、ルソーの先行者たち、ホブズや、グロチウス、プーフENDORFなど自然法学派と一括りされる人々にとっては、くさびのことばどころか、世界を表現する大黒柱のようなことば、あるいは世界を解く「開け、ゴマ」のような鍵のことばだったのです。フランス語でいえば *le contrat social* ということになりますが、*social* ということばがただよわせている雰囲気、フランス人であればだれもが感じとる「人間が結合して社会を作るとき、その結合に関する」という意味の雰囲気、ことばという記号の背後、無意識のうちに沈黙しているその雰囲気を意識化し、さらに言

語化すれば、*le contrat social* ということばは「人間が結合して社会を作るときの、その結合の契約」として了解されてきます。ですから『社会契約論』というのは、「結合のための契約」をどうするか、という論議であることがわかります。

こうした論議がおこなわれたことには、わけがあります。18世紀末くらいまでのヨーロッパにおいては、人間の意思とか、関係にもとずいて生起する人事万般にわたる事象を考える学、当時の人間学といっていいのですが、この学は *la morale* と呼ばれていました。道徳学とか、倫理学とかの守備範囲をはるかに超えた、意思と関係にもとずく人間の事象を対象にして考える、まさしく人間学だったわけです（詳しくは併載した小論〈『ムルス論』素描〉参照）。

この人間学においては、人間はどんな性質を生来もっているのか、なぜ、人間は結合して社会を作るのか、といったことが論議の出発点になって、社会論、国家論が人間学の分野に生れ育ってきていました。社会の起源を結合の原因にまでさかのぼって考え、社会をたばねて命令を下す権限（現在、主権と呼ばれています）の性質や限界、国家の運営などを論議する分野です。現代では政治学とか法学の対象となる学が、上記の人間学の一翼をになっていたわけです。先駆的にはイタリアでマキアヴェッリがいましたし、イギリスではホブズやロック、オランダではグロチウス、ドイツではプーフENDORF、スイスではビュルマキなどの人々がこの仕事をつみ上げてきました。ルソーの同時代の人では、百科全書派の人々もこれに加わります。

人間は生来どんな性質をもっているのか、という問いから、人間の結合の性向が導かれてきたわけですが、なぜこういう問いを出発点においたかということ、上記の人々のまえには、社会をたばねて命令する権限を家族の父権をモデルに考え、しかもこの権限を天上の父、つまり神の力にもとずかせる考え方があったわけです。王の権限は神から授けられたものですよ、王様はお父さんです、何も考えることはいりませんよ、ただ敬えばいいのです、という考え方です。こういう考え方をしたのはフランスのベニーニュ・ボシュエとか、イギリスのロバート・フィルマー卿などです。王の意思を無前提的に受入れそれに従うわけですから、王以外の人々はいわば奴隷状態と同じことです。事実、ボシュエは「人間はすべて臣民として生まれる」、すなわち王の意思に従属する奴隷として生まれると言っていますし（『福音書からの国家学』）、フィルマー卿は、神はアダムにこの世の支配権を与えたもうた、その権限が継承されて現在の王に至っているのだと言っています（『パトリアーカ』）。ルソーは、このアダムが王だったというフィルマー卿の考え方をからかって、自分もアダムの末裔のはずだから王になる権利があるのかもしれない、などときつい冗談をいっているほどです（『社会契約論』第1編第2章）。こうした考え方は、とても理性の受入れるところではありません。そこで「契約」という考え方がうまれたのです。ホブズがその一人で、しかも影響力の大きかった人ですが、ホブズは意外にも民主主義の元祖の一人です。人民が集まって契約をかわし国家を設立し（そこまでが民主主義です）、そして、王に社会をたばねて命令する権限を与えた、あとは王の意思に従うだけでいい、というわけですが、後半の部分は王権神授説と何ら変わるところはありません。この契約という考え方を厳密に考えぬき、契約の意味を国家の設立から運営にわたって生かしていくというところに『社会契約論』の位置があるのです。ちがう言い方をすれば、奴隷であることにたいして人間の自由の意味を根底的に考える立場にルソーは立っているわけです。

ホブズとの対比でもう一つつけ加えると、人間は自然状態では万人の万人にたいする戦争状態が生ずるから結合して国家に集合したとするホブズの結合の根拠論にたいして、ルソーは、人間は死によって限定される「はかない幸福」を生きる存在であるから、たがいの苦しみ

を共感することが人間の結合を可能にする（『エミール』第4篇）といって、理性の世界把握にたいして情念に発する世界把握を対置したわけです。人間学の地盤がかすかに音をきませて動くような位置にも、『社会契約論』は立っているのです。

以下の小論では、『社会契約論』を読み進めていくとき、私たちに難解さや晦冥さとなって現れることばを、以上に述べた二つの方法によって解きほぐし、ルソーの作品をいっそう身近にひきよせることをめざします。

*

『社会契約論』は「国法の諸原則」という副題が添えられています。原語でしめせば *principes du droit politique* となっています。私たちのことばでは、「国法」と聞くと「国法の禁を破る」という言い方がすぐに連想されるように、まず国が定めた掟という意味が思いつくかびます。「国法の諸原則」という表現がそういうイメージの流れに乗って動きはじめるとたいへんまずいことになるわけですが、うまいことに『広辞苑』にあたってみますと二番目の意味として「狭義の公法、または、憲法の意」とあり、派生語の「国法学」の意味を記述しています。「国法学 *Staatsrechtslehre* (1)公法(憲法および行政法)を研究する学問 (2)憲法学の別称……」と、こんな具合です。『広辞苑』のこの第二の語義は、ドイツ語が添えられていることからわかるように、本来の日本語の語釈というより、外国語ないしはその翻訳語の語釈のように思われます。事実、『広辞苑』が添えた *Staatsrecht* というドイツ語は、ルソーから大きな影響を受けたカントが *droit politique* というフランス語をドイツ語に直訳したことばなのです。

しかし、『広辞苑』の第二の語義が *Staatsrecht* ないし *droit politique* の翻訳語としての「国法」の定義にぴったり添っているかどうかは別として、この語義の指す方向にルソーの *droit politique*、「国法」ということばの意味がむかっていることはまちがいありません。『社会契約論』の草稿（『ジュネーヴ草稿』）の段階において、ルソーが表題と副題の確定において、ずいぶん頭を悩ませたことが自筆草稿によって明らかにされています。「社会契約論」と最初に書き込んだあと、それを線で消し「市民社会論」とあらため、それがまた消されて、「社会契約論」が復活する。副題としてルソーは「国家設立にかんする試論」、「国家躯体の形成にかんする試論」、「国家の形成にかんする試論」と次々に書きなおし、「共和国の形態にかんする試論」が採用されています（ロベール・ドラテ『ルソーとその時代の国家学』）。『社会契約論』の定稿では、それがさらにあらためられて「国法の諸原則」となったわけです。そうしてみますと、最終的に定まった「国法の諸原則」ということばのイメージは、国家の設立や形成、そしてその形態というイメージに集約されてきます。「共和国」の原語は *république* ですが、このことばはラテン語の *res publica* に発しています。このレース・プブリカという語は、「人民全体の福利」という意味ですから、人々が結合して国家を形成するときの目的を示しています。目的がその本体を示すようになった、いわばこのことばは一種の喚論的な表現であるわけです。英語では、これが *commonwealth* ということばに翻訳されて、ホップズやロックが使っています。そのような成り立ちを示すことばですから、このことばは、ほんとうの国家とか、理想の国家はかくかくしかじかのものだという文脈において使われています。キケロにおいても、ホップズやロックにおいても、そしてルソーにおいても事情は同じです。ですから、「共和国」ということばは、共に和す国であるばかりか、共に福利を享受する国というイメージに浸透され

ているはずのことばであるわけです。すると、「共和国の形態にかんする試論」という草稿段階での確定語でルソーは、理想の、といっても人間性に不可能を迫るような理想ということではなく、ルソーは人間性の自然から出発するわけですから、人間性にとってできうる理想の国家の形態をイメージしていたことがわかります。理想の国家の形態とは、理想の統治形態のことですし、これは国家の設立や運営の問題と不可分のこととなってきます。「国法の諸原則」という副題を決定したとき、そこにはそうした問題を徹底的に論理的に考えぬき、それを表現しようというルソーの自負が浮かび上がって見えてきます。事実、ルソーは『エミール』第5編においてこう述べています。「『国法』の学はいまだ誕生の段階にあるのですが、けっして陽の目を見ることはないと思われているのです。」この述懐に、「国法」学に寄せるルソーの自負と、『社会契約論』のたどる運命の予感が記されているわけですが、上に引用した文章にルソーはこうつづけています。「グロチウスは、この分野では同時代のわが知識人たちの師匠格にあたっていますが、私にいわせればほんの子供にすぎません。しかも悪いことに、ふまじめな子供です」と。さらにつづけて、グロチウスとホッブズは外見はちがうけれども、考え方の原理は同一であること、そして「この偉大にして無用な学を創造できた近代人は、かの有名なモンテスキュー一人だったかもしれません。しかし、モンテスキューは、国法の諸原則を論ずる気持ちはさらさらありませんでしたし、既存の統治権力が作成した実定法を論ずることに満足したのです」と。こうした巨匠たちにたいする激しいことばを読みますと、ルソーの自負と、その孤立がよく伝わってきます。出版されようとしている『社会契約論』を「無用の学」というところなど、いかにその孤立が深かったのか、いかにその孤立の心情が暗いものであったか、手にとるようにわかるというものです。

グロチウスにたいする批判は、『社会契約論』本文のなかでも展開されていきます。たとえば、「グロチウスは、人間のどんな権力も統治される者のために作られる、ということ認めません。グロチウスは、例として奴隷制を引き合いに出しています。グロチウスの論の立て方はたいがい、事実から法をたてる、というものです。」(第1編第2章)という具合です。ここでは主権の譲渡、すなわち奴隷状態になることの方が生き残るのに都合がいい場合とか、そもそも生来奴隷の人間もいるとか(『戦争と平和の法』 - 8)、そういったグロチウスの議論の仕方、リウィウスなどからひいた歴史的事実から論証する仕方が問題にされている箇所です。この箇所にルソーは注をつけて、ルソーの第二論文『不平等論』がディジョンのアカデミーのコンクールを選をもれたときの落選仲間のダルジャンソン侯の文章を引用しています。こんな注です。「公法にかんする該博な研究はどれを見ても、昔の誤った慣行を記述する歴史でしかありません。苦勞して研究しすぎたあげく、頭がどうかしてしまったのです。」ルソーのグロチウスにたいする怒りは、人の口を借りてまで批判するすさまじさです。こうした怒りは、グロチウスを見かけ上は標的にしていますが、実際はルソーの同時代人にむけられたものです。

ダルジャンソン侯がここで「公法」*droit public*ということばを用いていることが注目されます。国家の設立とか、主権の性格、その根拠、統治の形態といった問題は、「自然法」という名のもとに論じられてきました。「法とは理性の命令である」(グロチウス『戦争と平和の法』)ということばが示すように、人間の結合を理性の立場からみていくのが、「自然法学派」の基本的な立場です。この「自然法」というくり方のもとで、国家論を素描したのがグロチウスであり、それを厳密な学に仕上げたのが、プーフENDORFでした(『自然法と万民法』)。ルソーの時代においては、自然法と万民法をあわせて、それが「公法」と呼ばれていたのです。

ディドロ、ダランベールの編纂になる『百科全書』に、プシェ・ダルジの書いた「公法」の項目を読んでみましょう。「公法とは、国家躯体とみなされる諸人民共通の利益のために設立された法である。私法と性格を異にする。私法は、私人すなわち、他の人間と区別して考えられる個々人の利益のために作られる。

公法は、一般公法と特殊公法を含む。

大多数の国家と共通する市民社会の土台のきまりと、これらの国家の相互の利益にかんするきまりが、『一般公法』と呼ばれる。ある者たちは一般公法を万民法と呼んでいるが、これは間違いである。少なくとも、両者を区別しないことで正しくない。というのは、万民法は、一般的に法といわれる場合の法と同じく、公共の利益と私人の利益を対象とするわけであるから、万民法と万民法の二つに分けられる。であるから、一般公法は万民法の一部であり、万民法と同じものをさしている。しかし、それは万民法のすべてを含むものではない。なぜなら、それは万民法を含まないからである。」ここまで読んでくると、なるほどこれは精緻な理性的な判断にはちがいないが、序々に、現実を離れてか、それとも現実に即しすぎてか、ことばの遊び、悪しき哲学者のことばに近づくようにに思われます。つづけて読んでみます。「特殊公法は、それぞれの国家の土台にかんするきまりである。その点において、諸国家相互の関係にかかわる一般公法とも異なっているし、一国家の構成員個々にかかわる特殊公法ないしは私的公法と異なっている。

この特殊公法はある部分では、不変の法である神意法および自然法で構成され、ある部分では長い年月のうちには変わりうる万民法によって構成される。さらには、ある部分では、当該する国家の市民法、すなわち、国家という躯体を対象にする市民法によって構成される。」ここまで読んでくると、この考え方が、神意法と自然法を関係づけたグロチウスの考え方に立っていることがよくわかります。ルソーの言う「師匠グロチウス」の影をそこにみることができそうですが、師匠のグロチウスがわざわざ「市民法」と「万民法」を明確に区別して、今で言う国際法の分野を確定しようとしてつとめたにもかかわらず、一国家の土台のきまりとなる法が「長い年月のうちには変わりうる万民法」によって一部構成されるということになると、これはことばの遊びどころか、ことばの無秩序以外のなにものでもないようにみえます。さらに読みつづけていくと、「そのような次第で、特殊公法のある部分は、書き表わされているか否かは別として、古くからの慣行の上に基礎づけられている。あるいは、法律、行政命令、勅令、宣言、勅許令、許可令等々の上に基礎づけられているのである。この特殊公法の部分は、人意的な実定法の上に基礎づけられているわけだから、時代や状況に応じて、公権力の保持者によって変更されうる。」こうなってくると、ダルジャンソン侯のいうとおり、公法の研究は悪しき慣行の記述の歴史以外の何ものでもなくなってきます。法の作成はただ公権力の保持者の恣意にのみ委ねられ、公法の研究はその恣意の歴史的記述だけのものになってきます。さらにつづけて、プシェ・ダルジは書いています。「それぞれの国家の特殊公法の目的は、一般的に言えば、国家の良序、安寧に必要なこの統治組織の設立・維持にある。すなわち、集合的に考えてもいいし、一人一人の各人を考えてもいいが、国家の全構成員にとって有益なものを獲得していくことにある。それが、魂の福利にもなり、体の福利にもなり、財産の福利にもなるわけである。摂理の秩序のなかにおいて人間の使命は、大地を耕し、善良な主権者を待望することにある。同じ国に居住する人々は、相互扶助を与えあう必要を感じて、結合して社会を作ったのである。さまざまな国家が形成されたのは、そのためである。それぞれの社会ないし国家のなかで、良

き秩序を維持するために、何らかの統治形態が設立されねばならなかったのである。そして、この形態ないしは一般的統治組織を守らせるために、それぞれの社会ないし国家の成員は自分たちの上に公権力を設けざるをえなかったわけである。この権力はただ一人の人間に、あるいは数人の人間に、あるいは国家を構成するすべての人間に委譲された。それはあるところでは永続的であるし、他の場所では権力の保持者は法の定める一定の期間しかそれを行使しない。そこから、君主制国家、貴族制国家、民主制国家ないし人民国家の区別が現れる。」ブシェ・ダルジの記述は以後、特殊公法の具体的な内容として立法権、行政権の問題、宗教の問題、財政の問題、刑法の問題というふうにつづいていくのですが、以上読んできてわかることは、ブシェ・ダルジの記述が奥底でモンテスキューやディドロの考え方と共振している、ということです。時代や状況に応じて公法は変化する、という言い方にもそれはみられますし、ルソーがモンテスキューを批評したことばを借りれば、ブシェ・ダルジもまた、既存の権力のうちたてた実定法を論議することに満足して、「国法」の原則はいささかなりとも論議しようとしていません。また、ダルジの「摂理のなかにおける人間の使命」という言い方は、ディドロの次のような表現と正確に共振しています。すなわち、「人間は万物に優越する一人の主人をもつ。……神は共通の福利と社会という結合を維持するため服従の秩序を設立し、彼らのうちの一人に服従することを許したまう。」（『国家の権限』）その場合、ディドロにとっては服従が理性的かどうか、ということが問題になるにすぎません。ブシェ・ダルジのことばでは、「善良な王を待望することが人間の使命」ということになります。

これでは、ルソーの目には、百科全書派の人々がソフトな服従契約、いいかえればソフトな奴隷制を擁護しているように映ることは、明らかです。百科全書派にたいする敵意も、百科全書派とのあいだにうがたれた越えられない溝も、そこにあります。

人間は「はかない幸福」を生きる弱い存在にはちがいないけれども、その弱さが人と人との結合にむかわせ、せめてそのはかない幸福を完全なものとするためには、そして、「人間は市民になることによってはじめて人間たることをはじめる」（『ジュネーヴ草稿』 - ）ためには、生来の自由にかわって、社会状態で自由がもっとも緊張した主題として浮上してこなければなりません。そして、この自由の問題は、人々をたばねて命令する権限、すなわち主権のあり方の問題として集約されていきます。なにしろ、この命令する権限は当時の俗語では、「生死の権」、すなわち、生かしたり殺したりできる権限といわれていたものです。そのような意味で、ルソーの「国法の諸原則」の核心には、主権の論議がおかれることになります。そして、自由の問題といっても、ルソーは人間の条件からみて絶対に不可能な自由を夢想するわけではなく、人間の自然、ありのままの人間から思考を出発させるわけですから、社会状態という結合の条件に従属しながら自由であるという「従属しながら自由である」（『ジュネーヴ草稿』 - ）ような、主権のあり方がめざされることになります。

なお、「国法」 *droit politique* ということば自体は、ルソーのオリジナルではありません。ピュルラマキの『自然法の諸原則』の第2部は『国法の諸原則』と題されていますし（しかし、ドラテによればピュルラマキのこの作品は死後刊行されたもので、『国法の諸原則』は弟子たちのあたえたものらしく、ピュルラマキ自身はこのことばを使っていません）、モンテスキューも「維持されるべき社会を生きるものとして、統治者・被統治者間の関係を律する法をもつ。それが国法である。」（『法の本質』 - 3）というふうに、『国法』ということばを使い、そのことばが覆う範囲は知りながら、それを論議の対象にのぼせることに意を払わなかったことは、

ルソーの指摘するとおりです。

『百科全書』のなかで、同じブシェ・ダルジが『国法』の簡単な記述を残しています。「国法の学は、時に簡略に『国家学』と呼ばれる。これは、ある都市、ある地方、あるいはある国家の統治のために従わねばならぬ規則である。これは『公法』の考え方に帰着する。項目『公法』、『万民法』を参照せよ」とあります。

そのような意味で「国法」の学は、まさしく「誕生の段階」にあったのです。

一方、法の区分、すなわち法の思考がむかう対象の分類ということですが、法の区分にかんしては、ルソーは『社会契約論』の結びの章で、『社会契約論』の後の研究の展望として、国際的交流、戦争と平和の法を対象とする「万民法」、同盟、交渉、条約などを扱う、きわめて限定的な意味での「公法」を視野のなかに入れていますが、いずれも、ある一つの人民の他の人民にたいする関係、すなわち、国家間の関係を主題とするわけですから、両者とも旧来の「万民法」のカテゴリーに帰着するものです。ただし、ルソーの展望においては、『社会契約論』の後編となるはずであった「万民法」の研究においては、グロチウスのように力を法の根拠とするような戦争と平和の法ではなく、契約と合意が根拠となる「万民法」が構築されたはずで

す。そして、前述したように「国法」は「自然法」のなかから出てきたのですから^(注1)、ルソーの思考は、自然法と万民法（このいい方はプーフンドルフの著書の題名でした）の大枠のなかに収まってくるものです。もっとも、理性を中心にして人間の結合を考えた自然法学派にたいして、ルソーは自己愛といった情念から人間や人間の結合を考えた人ですから（『エミール』）、単に旧来の自然法を継承したというわけではありません。事実、ルソーは新しいことば遣いを考え出して、旧来の「理性的自然法」にたいして、理性以前の、本能にもとづく「本来的自然法」を対置しています（『ジュネーヴ草稿』 - ）。その意味で、ルソーの構想全体は、旧来の自然法と万民法という枠組みの解体と再生という線上にあった、といえると思いますが、この二つの法を、人民 *populus* ^(注2) ということばを軸にして統合した「公法」 *droit public* ということば遣いの合理性のほうが、あるいは理性による世界把握の合理性のほうが、ルソーの「国法」学は今日の一般公法、ないしは公法の一般原則にあたると言われるように、後の時代を先取りする考え方であった、ともいうことができると思います。その意味では、「国法の学は陽の目をみることはけっしてないだろうと思われています」というルソーの暗い予感も間違いではないのですが、それは「国法」学ということばが陽の目をみないのであって、ルソーのことばの中身は、公法の根幹部分、あるいは憲法学の頭脳の部分に、巨大な痕跡を残すことになっていくのです^(注3)

*

『社会契約論』初版（アムステルダム、1762年）の表紙には、表題、副題、著者名のほかに、この作品の方向を指示するかのよう、「相互に対等な契約条項を提言しようではないか」というウェルギリウスから取られたことばがエピグラフとして掲げられています。

ローマ文学を代表する、ウェルギリウス畢生の大作、『アエネーイス』は、国家の基礎をゆるぎないものにし、さらに絶頂期にむかって高揚しつつあったアウグストスの治世の根幹を、世界国家ローマの普遍性として、建国の歴史にことよせて表現しようとした韻文の叙事詩です。

主人公アエネーアースは、トロイ防衛10年の苦闘も空しく、かろうじて敗残兵として陥落後のトロイを後にしますが、ユピテルの神意を受けて、新しいトロイ、すなわち後のローマを建設するために、艱難辛苦にみちた西漸の旅に出発します。ようやくティベル河の谷に入り、ローマに近づいたとき、その近辺を統治していたラティーンヌスと一進一退の激しい戦いにはいりません。何しろ相手は天上の大神、ユピテルの加護を受けたアエネーアースですから、戦いの展望を開くことができず形勢の圧倒的不利を覚ったラティーンヌスは、市民を集めて演説します。この演説から、ルソーは、エピグラフを取っています。

「おお、ラティウムの人々よ、敵が城壁を包囲してしまった今ではなく、もっと以前に、集会を開いて、皆の利益、国家の最高の課題を討議できたら、どんなによかったことか。市民たちよ、神意を受けた兵たちに、われわれは馬鹿げた戦いをいどんでいるのだ。彼らはどんな戦闘にも打ち負けされず、たとえ退却するも武器はいっさい手離しはせぬ。友邦の援軍の望みも断たれてしまった。あきらめるがいい。望みをもつなら、われわれ自身をたよるしかない。だが、その望みの何とはかなく見えることか。あらゆるものが倒壊しているではないか。延々とつづく破滅の荒野がわれらの目の下に一望できるではないか。だが、私はだれも非難せぬ。勇氣は勇氣のなしうる限りをつくした。国力のすべては戦いに玩弄された。行きつ戻りつする私の心のうちを聞いてくれ。手短かに話すから耳を貸してくれ。ティベルの流れにそって昔から領地がある。なだらかな丘をなしてシカーニー人との境界にまでつづいていく。農夫たちが痩せた丘を耕し種子をまき、牧夫たちが貧しい草地に放牧する。高い山がそびえ松の林が点在するこの一帯をトロイ人との友情の代価にしようではないか。そのときわれらは、相互に対等な契約条項を提言しようではないか。彼らを仲間としてわれらの主権に結合しようではないか。気に入れば、そこにとどまるもよし、皆を築くのもよし。他の地に意がむけば、われらの土地を去るもよし。そのときは、イタリアの檜材で20隻の船を提供しよう。足らねばさらに追加しよう。泡立つ流れに沿って、資材には事欠かぬ。どんな形の船か、何隻か、彼らの意に依って、銅、人の手、さらに船渠も与えよう。おお、ラティウムの貴族100人、使節として、われらの言葉を伝え、契約を固めるために送り出したいと思うのだ。手に平和の小枝、金と象牙、主権の印の椅子と緋帯のトーガをたずさえて、彼らへ贈物とするのだ。さて、ラティウムの人々よ、共通の利益をめぐるって意見を闘わせてくれまいか、疲れた国家を支えてくれまいか」

以上がラティーンヌスの演説を散文にして再現したものです^(注4)、この後なお波乱を経験しながらも、このラティーンヌスの演説に沿う形で、ローマという国家は建設されます。

若年のころからギリシャ・ローマの古典に親しんだルソーが、この一節を心に響かせて読んだことは疑いを容れません。とくに、『社会契約論』を書くにあたって、国家設立の基本条件である「合意」が簡潔にウェルギリウスによって述べられていることが鮮やかな記憶となって蘇ったことと思われます。国家設立のための成員相互の合意、すなわち契約のさいの契約当事者間の対等性（平等）がルソーの引用したフレーズに含意されていること、そしてその直後のフレーズに含意されている「仲間として主権に結合していく」ことは、『社会契約論』のライト・モチーフとして展開されていくことになります。あわせて、この地にとどまってもいいし、他の土地に行きたければ、それもよし、というラティーンヌスのことばに見られるように、国家設立の契約の際の、契約当事者の自由な意思が、ウェルギリウスのテキストに読みとれることです。契約、契約当事者間の対等、自由な意思、この三者こそ『社会契約論』の導きの糸なのです。

ウェルギリウスの国家設立譚は、今の時代の目からすれば、侵略者への屈服として読むこともできますが、ウェルギリウス、あるいはアウグストスをはじめとして当時のローマ人の目には、ギリシャの普遍性をさらに高くさらに深く、さらに堅固にローマの普遍性として継承しようとしたわけですから、アエネーアース＝トロイ人という外人説は、何の意味ももたなかったと思われる。ルソーも、ここに、一見暴力への屈服と譲歩とみえる物語に展開される国家設立の「事実性」より、国家創建にかかわる論理性、「権利上」の問題をみていたことは、J. R. ブッシュ氏の指摘のとおりです（J. R. ブッシュ他『ルソー選集』第4巻、ダートマス大学出版局、1994）。

さいごに、アエネーアースの神意による国家設立の問題が残りますが、物語では100%そういうわけでもありません。ギリシャ・ローマ世界においては、主神ユピテルの絶対性は、つねにユピテルの妻、ユーノーによって相対化されます。アエネーアースが地中海の旅で艱難辛苦するのも、またラティウムとの闘いにおいて苦戦するのも、ユーノーがアエネーアースの敵たちに加護を与えて、夫のユピテルの計画を邪魔するからです。この関係は、ラティヌス夫婦の上に転移されます。ラティヌスの娘は、異国よりくる人（つまりアエネーアース）と結び合わされると神意によって予言されているにもかかわらず、ラティヌスの妻アマータは、娘をルトゥリーの王子トゥルヌスに約束していて、この青年がティベル河畔の乱戦に、ラティヌスもアエネーアースもまきこんでいくわけです。

ここでウェルギリウスは女性の災厄について述べようとしているわけではなく、もし神意だけによる国家の創建ということになれば、人事の偉業は無であり、人事の偉業だけを強調すると、人間による人間の統治や、人間の作る統治の法は、じきに不信にさらされ、また軽視され、果てはせせら笑われることになっていきます。ウェルギリウスは、この人間の心理をおさえているわけです。この心理は「法の神聖不可侵」（ルソーもこのことばを使います）という表現に痕跡を残し、国家設立の問題を考えるルソーの上に揺曳していきます。実際、ルソーは国家の重要な柱の一つにするほど、宗教の問題を考えつめていくのです。

注1 実際、ルソーは『山からの手紙』第6信で、「自然法」と「国法」の二つを合わせたことばを使いながら、告発された『社会契約論』をみずから弁護しています。すなわち、自分の作品は、数ある「自然・国法」学の一冊にすぎないではないか、と。この「自然・国法」ということばは、デイドロも一度使っています。『百科全書』は、項目によって、その項目が属する分野が項目の次にカッコをつけて示されています。デイドロの書いた『主権者』の項目は、そのカッコによって「自然・国法」学の分野に属することが示されています。

注2 *droit public* の *public* という語は、ラテン語の *populus* に由来します。ですから、*droit public* という語は、一つの人民内部の諸関係を律する法と、一つの人民と他の人民の関係を律する法という、二つの意味をもちます。「公法」の二様の意味は、そこからきています。

注3 なお『ジュネーヴ草稿』では、「国法」の意味で、ローマ法で使われグロチウスも用いている「市民法」の語が使われています。「ずいぶん多くの有名な方々が統治権の原則と、市民法の規則を論じてきていますので、この主題にかんじていまままで言われなかったことをつけ加えることは何もないほどです。しかし、人間の結合体がそもそもどんな性格をもつものか、そのことがはじめにきちんと定義されていたら、こうも意見の不一致はなかつたろうし、結合体内部の最良の関係も明らかになつたろうに、と思います。この小さな著作で私がこころ

みることが、そのことなのです。

ここでは、この結合体の運営ではなく、その設立が問題になります……」これは草稿の書き出し部分ですが、この草稿の部分が『社会契約論』第1編の主題を語る文章に発展していくのです。

注4 原文を示しておきます。

Bellum importunum,ciues,cum gente deorum
 inuictisque uiris gerimus,quos nulla fatigant
 proelia nec uicti possunt absistere ferro.
 Spem si quam adscitis Aetolum habuistis in armis,
 ponite.Spes sibi quisque;sed haec quam angusta,uidetis;
 cetera qua rerum iaceant percussa ruina,
 ante oculos interque manus sunt omnia uestras.
 Nec quemquam incuso:potuit quae plurima uirtus
 esse,fuit;toto certatum est corpore regni.
 Nunc adeo,quae sit dubiae sententia menti,
 expediam et paucis (animos adhibete) docebo.
 Est antiquos ager Tusco mihi proximus amni,
 longus in occasum,finis super usque Sicanos;
 Aurunci Rutulique serunt et uomere duros
 exercent collis atque horum asperrima pascunt.
 Haec omnis regio et celsi plaga pinea montis
 cedat amicitiae Teucrorum,*et foederis aequas*
dicamus leges sociosque in regna uocemus;
 considant,si tantus amor,et moenia condant.
 Sin alios finis aliamque capessere gentem
 est animus possuntque solo decedere nostro,
 bis denas Italo texamus robore nauis,
 seu pluris complere ualent;iacet omnis ad undam
 materies; ipsi numerumque modumque carinis
 praecipiant,nos aera,manus,navalia demus.
 praeterea,qui dicta ferant et foedera firment,
 centum oratores prima de gente Latinos
 ire placet pacisque manu praetendere ramos,
 munera portantis auriue eborisque talenta
 et sellam regni trabeamque insignia nostri.
 consulite in medium et rebus succurrite fessis.

REFERENCES

Oeuvres complètes de J.J. Rousseau, tome III & IV, bibliothèque de la pléiade
Le droit de la guerre et de la paix, F. Grotius, traduction par J. Barbeyrac
Le droit de la nature et des gens, Pufendorf, traduction par J. Barbeyrac
Encyclopédie, Diderot & d'Alembert
J.J. Rousseau et la science politique de son temps, R. Derathé
Anéide, Virgile, Belles lettres

[1997年10月30日 受理]

